

死者の個人情報に対する開示等請求について

1 本県における取扱い

個人情報保護条例上、死者の個人情報は保護の対象とされ、死者の個人情報が開示請求者自身の個人情報であると考えられる場合には、開示等の請求が認められると解釈している（条例の趣旨及び解釈）が、開示請求者の範囲について具体的な取扱基準は定められていない。

このため、死者の個人情報について親族や相続人から開示を求められた場合に、適切な対応ができるよう取扱いの基準を定める必要がある。

〔県立病院における取扱い〕

「山形県立病院における診療情報の提供に関する指針」（平成16年7月施行）に基づき、患者本人が死亡した場合には、次の者が診療情報の提供を申し出ることができる。

死亡した患者の配偶者、2親等以内の血族又は実質的に患者の世話をしていたと病院の長が認める者

2 国における取扱い

国の行政機関が保有する個人情報の取扱いについて規定している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。

死者に関する情報については、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象としている。

（例： 死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）

なお、国民生活審議会個人情報保護部会（内閣府）において、その方向性について検討中である。

3 他県における取扱い

（1）死者を保護の対象としている都道府県・・・31

（2）取扱基準を定めている都道府県・・・24

（死者を保護の対象としていない都道府県5県を含む。）

（3）取扱基準の内容 〔死者の個人情報に対する開示請求者〕

- 死者である被相続人から承継した財産、損害賠償請求権等に関する情報の請求者・・・・・・・・・・ 17
- 死亡した未成年者（又は成年被後見人）の法定代理人・・・・・・・・・・ 14
（ + ・・・・・・・・ 12 ）
- 一定の親族（配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹等）・・・・・・・・・・ 7

4 基準の考え方

（1）開示請求者の範囲

【第1案】・・・・・・・・情報の種類を限定（ 、 ）+法定代理人（ ）

《請求者自身の個人情報でもありと考えられるもの》

請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報（不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権を含む。）

相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報（近親者固有の慰謝料請求権など）

《社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報》

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であってそれらの者の法定代理人

長所

- ・対象範囲を限定できる。
- ・条例の改正ではなく、運用によってできる（ただし、 で、成年被後見人まで含む場合は、条例改正が必要か？）

短所

- ・県立病院における取扱いの説明が難しい。
対応 あくまで特例の情報提供として認める、又は の類型とみなす等。

【第2案】・・・・・・・・請求者を限定し、情報の種類を問わない

死者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（優先順位が必要か、同居の親族まで含めるか）

長所

- ・県立病院における取扱いを説明できる。

短所

- ・個人情報保護制度の趣旨に鑑みて、対象範囲が広すぎる。
- ・条例の改正が必要となる。

（2）開示請求であることを証明する書類

【第1案】の場合・・・・・・・・登記簿謄本、戸籍謄本又は審判書謄本（未成年者の法定代理人）成年後見に係る登記事項証明書

【第2案】の場合・・・・・・・・戸籍謄本又は除籍謄本

参考

本県で死者の個人情報の開示請求を認めた事案

- ・ 死亡した親の用地交渉に関する記録

今後、想定される死者の個人情報開示請求の事案

- ・ 相続した土地についての境界確定の記録
- ・ 費用の滞納に関する記録
- ・ 学校等における生徒等の相談記録
- ・ 未成年者である子どもの死亡に関して作成された事故報告書

いかなる場合でも情報の開示が認められるわけではなく、不開示情報が含まれているときは開示できない。

死者の個人情報についての各県の取扱い

	基準	取扱いの考え方	根拠規定	備考
北海道		死者である被相続人から相続した財産に関する情報における相続人 相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報 死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって法定代理人	運用解釈	[課題] 相続が未確定の場合の対応
青森県		個別事案ごとに判断		
岩手県		死者の配偶者(事実上の婚姻関係を含む。)子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族	条例	
秋田県		配偶者(事実上の婚姻関係を含む)子 がない場合は、父母 及び がない場合は、祖父母、孫、兄弟姉妹 (本人が生存していたならば請求者に知られたくないと望むことが正当と認められる情報は非開示)	条例	
宮城県		配偶者(事実上の婚姻関係を含む)子 がない場合は、血族である父母 及び がない場合は、血族である祖父母、孫、兄弟姉妹	条例	
福島県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	事務取扱要綱	
新潟県		個別案件ごとに判断	審査会の答申	
茨城県		個別案件ごとに判断		
栃木県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	
群馬県		相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報 死亡した時点で未成年者であった自分の子に関する情報	運用解釈	
埼玉県		死亡した時点で未成年者であった自分の子に関する情報 自分の個人情報と密接不可分な情報	運用解釈	
千葉県				
東京都		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	

神奈川県		個別案件ごとに判断（相続財産に関する情報）	運用解釈	
富山県		配偶者（事実上の婚姻関係を含む） 子及び父母 及び がない場合は、2親等の血族又は1親等の姻族	条例	
石川県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
福井県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
山梨県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
長野県				
岐阜県				
静岡県				情報提供 で対応
愛知県				
三重県		配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、2親等内の血族 相続人（相続により取得した権利義務に関する情報）	条例	
滋賀県		個別案件ごとに判断（配偶者、子、父母等の遺族は請求者とみる）		
京都府		個別案件ごとに判断（目的外提供）	審議会へ 諮問	
大阪府		個別案件ごとに判断（目的外提供）	審議会へ 諮問	
兵庫県				
奈良県				
和歌山県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
鳥取県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
島根県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	

		死亡した時点で未成年者であった子に関する情報		
岡山県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	事務取扱要綱	
広島県		個別案件ごとに判断（一定の遺族）		
山口県				
徳島県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	
香川県		配偶者（事実上の婚姻関係を含む）二親等以内の血族 がない場合、三親等以内の親族	条例	
愛媛県		相続した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報	事務取扱要領	
高知県		配偶者（事実上の婚姻関係を含む）二親等以内の血族 死亡した未成年者、成年被後見人の法定代理人	条例・規則	
福岡県		個別案件ごとに判断（相続した財産に関する情報、死亡した未成年者・成年被後見人の法定代理人）	運用（明文なし）	
佐賀県				
長崎県				
熊本県		個別案件ごとに判断		
大分県		請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
宮崎県		相続した財産・損害賠償請求権等に関する情報 死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報	事務取扱要綱	
鹿児島県		個別案件ごとに判断（例示：相続財産、未成年の子）	事務取扱要綱	
沖縄県				
計	24	1 相続財産・損害賠償請求権等に関する権利者 2 未成年であった子等の法定代理人 3 親族	17 14 7 条例化	7